

「前期的資本」との格闘（下）

—評伝 大塚久雄（その二）—

楠

井

敏

朗

目次

- I はじめに
- II 『株式会社発生史論』の主題(1)
- III 『株式会社発生史論』の主題(2)
- IV 会社形態の展開——「合名会社」の成立から「株式会社」発生に至る道——
- V 「前期的資本」との格闘

A. オランダ東インド会社設立前の代表的先駆会社

(1) 一六世紀初頭の南ドイツ商人の東インド会社

(2) スイス、とくにボーデン湖畔の都市で発達した大ラーフェンスブルク会社

(3) テューリングンの製銅マニュファクチャ―であつたロイテンベルク会社

B・先駆会社から株式会社への推転

(1) イタリアの都市国家ジェノヴァで興つたサン・ジョルジオ銀行

(2) オランダの東インド会社（以上39巻2号）

(3) イギリスの東インド会社（以下本号）

VI 展望

V 前期的資本との格闘

(3) イギリスの東インド会社

a. イギリスにおける株式会社制度発生のもつ意味

われわれはこれまで大塚の研究を跡付けながら、イタリアの都市国家、ジェノヴァのサン・ジョルジオ銀行とオランダの東インド会社の成立過程を検証し、会社企業発生の基盤であつたジェノヴァからいかなる経路をたどつて株式会社が発生して来たかを見て來た。

大塚の研究はこれに留まるものではなかつた。これを土台に更に進んで、イギリスにおける株式会社発生の歴史的意義を究明してゆく。これこそまさに全社員から構成された株主総会の成立と、同時に全社員の有限責任制の確立を達成して、史上初の近代的「民主型」株式会社を成立させたイギリスの株式会社発生過程に他ならず、ジェノヴァや

オランダで発生した「前期的資本」主導の專制的株式会社の揚棄を達成した決定的な出来事であった。⁽¹⁾

その意味で、イギリス東インド会社の発生過程に関する研究は、一九二〇年代末から大塚が試み続けて来た「前期的資本」との格闘の最終局面であつたといつてよい。

以下、大塚『株式会社発生史論』に沿いながら、その歴史過程を紹介し、その意義を明らかにしてゆくことにした
い。⁽²⁾

b. 一五世紀末からのイギリス毛織物工業の発達と東インド会社の設立

近世イギリスの経済発展を考える時直ちに想い浮かぶのは、毛織物工業の急速な展開という事実であつた。そして、この毛織物工業を「産業の基軸」として、一六世紀半ばまでにイギリスでは資本主義的生産が急速に展開していったのである。

独立自営農民層の成立——農村工業の発達——自由な国内市場の発展。——ここで大塚は、やがて全面的に展開していく近代社会成立の脈絡を、オランダとイギリスとの対比の中で掘みかけていたことに注目されたい。

イギリスの毛織物工業は、中世都市のギルド支配下に進められたオランダの場合とは異なつて、農村工業として発展したものであつた。そのため比較的自由で豊富な毛織物の生産を可能にしただけではない。当然のこととして商業資本の海外への発展を飛躍的に推進した。なかでも毛織物の巨大な需要地であつた新大陸への輸出は、その見返りとしておびただしい量の「銀」の流入を本国にもたらしたために、イギリス商業資本に新大陸との貿易に加えて、憧れの宝庫、東インド貿易の掌握にも野心を燃えさせることとなつたのである。これがイギリスにおける株式会社の発生に大きな役割を果たすこととなつた、東インド会社設立の第一の動因に他ならなかつた。

大塚は、問題をこのように理解してイギリス東インド会社の成立を、イギリスにおける近代的産業＝毛織物工業の発展と関係づけていったのである。⁽³⁾

イギリスにおける東インド会社の設立は、ロンドンの商人団を中心に進められた。まず、一五九九年九月二二日、これらの商人はファウンダーズ・ホール (Founders Hall) に会合し、衆議一決してロンドン東インド会社の母胎となる会社組織の成立を決めた。次いで同九月一四日、第一回の総会 (general assembly) を開催、一五名からなる取締役団 (Committee or directors) を選出し、翌九月一五日の取締役会 (assembly of the committees) で選出された取締役団を、⁽⁴⁾ 経営に専念する一団と、エリザベス女王からの特許権獲得に専念する一団の二つのグループに分け、人的基軸を確立した。

ここで大塚が、東インド会社設立のイニシアティブをとったのがロンドンの商人であつたことを、克明に跡づけていることは興味ぶかい。はつきり言つて、東インド会社の設立に向かつて動き出したのは、イギリスでも「前期的資本」に他ならなかつたということである。

だが、永続的特権の許可を得、カムパニーとしてインコーコーポレートすることを請願した彼らの特許状要請は、直ぐには成功しなかつた。当時イギリスでは対スペイン外交関係が緊張していた結果、航海の実現が延期されたからであつた。⁽⁵⁾

しかし、女王の允許が得られたのは、それ程遅くなく、一六〇〇年九月二三日のことであつた。そして、一六〇〇年一二月三一日、東インド会社は、エリザベス女王から一五年を期限としてインコーカーポレートの特許状を賦与されたのであつた。

かくて東インド会社は、カンパニー的外枠をもつ、ジョイント・ストック・カムパニー (joint-stockcompany) とし

て設立されるに至つたのであつた。⁽⁶⁾

ここでカムパニーの外枠をもつたジョイント・ストック・カムパニーという耳馴れない用語を理解するためには、大塚『株式会社発生史論』をじっくりと復習しておかねばならない。

「カムパニー制」とは、前期ステュアート期に成立した制規組合 (regulated company) のことである。これは古き商人ギルドに端を発し、ステイブル・マーチャンツ組合およびマーチャント・アドヴェンチャラーズ組合などを経て、その姿容を整えたものであつた。それは、数多くの独立の商業資本を包括し、これを規制する団体であつた。⁽⁷⁾

カムパニーの一つの特質（法的性質）は、王室であれ議会であれ、これらによつて「特許状」を賦与されたところにあつた。つまりカムパニーなる制度の特質は、「そのメンバーの個人性を超えた法人格をもつたところの公的自治団体」であるところにあつた。⁽¹⁾特殊な公的名称をもち、⁽²⁾公的自治団体である性質上、一般に会社内部の自治及び経営のために、一定の「公的色彩」をもつた「機関」が設立されたこと、さらに⁽³⁾それぞれのメンバーの個人性を超えて「公的永続性」が獲得されたことなど。——こうした特殊性をもつた組織であつたのである。⁽⁸⁾

それでは、ジョイント・ストック・カムパニーとは何か。

一八世紀のアダム・スミスの時代になると、これは紛れもない近代的株式会社となつてゐる。したがつて後世史家は誤つて理解することが多いが、その間の変容はしつかりと理解しておかねばならない。

ジョイント・ストック・カムパニーとはもともとはカムパニーの一つの型であつた。だが、その名称が示しているように、ジョイント・ストック・カムパニーとはもともとはカムパニーの内部で別々に経営を行なうものであつたが、ジョイント・ストック・カムパニーでは構成員それがカムパニーを構成する全員がその資本を結合し（つまり joint-stock）、カムパニー全体が一企業ではない。カムパニーを構成する全員がその資本を結合し（つまり joint-stock）、カムパニー全体が一企業

として立ち現われるというものを言う。⁽⁹⁾

この間の事情をもう少しつきりさせるためには、イギリス経済史において、会社企業の成立・発展において重要な地位を占める、パートナーシップ（ソキエタスとコンメンダの二つが区別される）の形成・発展と、今見たジョイント・ストック・カムパニーの発展がどう関わり合い、重なっていたかを見ておいた方がよいだろう。

パートナーシップはすでに中世以来次第に展開して来た会社企業で、一五・六世紀にはほぼその形態を整えていたものである。しかも注意さるべきは、パートナーシップはそれが規制されているかどうかで、制規組合（カムパニー）の内部にも外部でも形成されていた。W・R・スコット⁽¹⁰⁾大塚によれば、こうした個々のパートナーシップがカムパニーの内部で結合、拡大され、その規模がカムパニーの規模にまで拡がった時に両者が癒合して、ジョイント・ストック・カムパニーとなつたのである。

ここまで議論を進めた時、われわれは、大塚にしたがつてカムパニーの外枠をもつたジョイント・ストック・カムパニーという用語の意味をかなりはつきりと理解できるようになつたようと思う。

ジョイント・ストック・カムパニーがパートナーシップとの対比で極めて巨大な規模になると、当然のこととして、ジョイント・ストック・カムパニーにカンパニー的会社機関が形成される。そしてこの機関によつて企業職能を把持する機能資本家の支配者が現われ、その周辺に多数の無機能の出資者群が包容されるようになる。この場合、ジョイント・ストック・カムパニーは外廓であるカムパニー制の機関⁽¹¹⁾理事制を転用してその目的を達したのであつた。

c. 近代的「民主型」株式会社、イギリス東インド会社の成立

ジョイント・ストック・カムパニーとしてイギリス東インド会社が設立・認可されたのは、先に見たように一六〇

〇年のことであつた。この年の一二月三一日、同社はエリザベス女王から一五年を期限としてインコーコーポレートの特許状を賦与され、カムパニー的外枠をもつた東インド会社として設立された。

だが、これによつて世界最初の近代的民主型株式会社が即座に設置されたと考えるのは早計である。大塚によつて繰返し論じられたように、そのためには、①全社員の有限責任制が確立されていなければならぬし、同時にそれ以上に、②全社員から構成された株主総会（出資者総会）が成立していなければならなかつたのである。一六〇〇年に設立・認可された時点では、イギリス東インド会社は、まだこの二つの条件を欠いていた。したがつて、同社は、先に検討しておいたような用語に従えば、「先駆会社」ではあつたが、株式会社ではなかつたのである。

同社が近代的民主型の株式会社になるための条件を整えるためには、設立後企業内部で起こつた問題群を一つ一つ解決してゆかなければならなかつたのである。最も大切な事柄は、これまでイギリス東インド会社の設立を推進して來ていた「前期的資本」の勢力を一掃しなければならないという事であつた。

大塚は『株式会社発生史論』の大詰めまで書き進んで来て、この問題に遭遇したのであつた。株式会社はたしかに人類の歴史とともに古い時代から存在していた「資本」＝「前期的資本」の発展・転化した企業形態ではあつた。が、このような形で成立した株式会社は近代的「民主型」の株式会社ではなく、「前近代的専制的」な株式会社に過ぎないこと、これが近代的「民主型」の株式会社へ転回するためには、①全社員の有限責任制が確立しており、②全社員で構成された株主総会が成立するという形で、社会構造そのものが大きく転換していなければならぬこと。——大塚はこのことをはつきりと知つた。だが、イギリス絶対主義権力と結びついた「前期的資本」の一掃——この問題は、決して容易なことではない。何と言つてもイギリス絶対主義権力そのものが否定されなければならないからである。

同社がエリザベス女王の認可を得て設立されてから、この最終目的が達成されるまで、約一世紀近くの年月を要し

たのは、それがイギリス政治・社会構造の変革と結びついていたからであつた。この期間は、他でもなくイギリス史においては、まさに「市民革命期」と呼ばれた時期（「清徒徒革命」「一六四二—一四八年」、チャーチルズ一世の処刑（一六四九年）、O・クロムウェルの護民卿時代（一六五三—一五四年）、王政復古（一六六〇年）、名誉革命（一六八八年））と重なつていたのである。大塚はこのことを確認して、「前期的資本」との格闘が、他でもなく史上「市民革命」と呼ばれて来た政治・社会的変革と不可分であつたことを想い知つたのである。ここに大塚『株式会社発生史論』の際立つた特色があり、意義があつたというべきであろう。

大塚は同書を執筆しながら「日本資本主義論争」をつねに頭に描いていたことは、先にも述べておいた。それは、一九三〇年代の日本の現状をどう捉えるべきかという問題と、これを超克すべき課題が何であるかを問うた論争だつたと言ひ換えてもよからう。そうした中で大塚は、今自分が進めている研究、すなわち、イギリスで達成された近代的「民主型」株式会社の発生という事柄は、実はイギリスにおいて、近代政治史出発の根幹をなした「市民革命」の達成という問題と不可分に結びついていることを、はつきりと知つたのである。

ここまで来て、大塚は、自分がいま研究を進めている「株式会社発生史」には、二つの根本的に相違した発達の道があることを知つた。第一は、改めて言うまでもない。人類の歴史とともに古い時代から存在して来たあの商業資本や金貸資本（高利貸資本）、つまり「前期的資本」が自分たち同士の競争を避け、ただ利殖を増大させる目的だけで相互に結合し、新しい社会組織、すなわち会社企業組織を作り上げ、波に乗つて発展して来て、その最高の発展段階にまで到達した時に成立する会社企業形態である。このような形で設立された史上最初の株式会社、オランダの東インド会社をモデルにして、仮りに「オランダ型」発展と類型化したらよいだろう。しかし、このような原初的企业形態を払拭しないままでは、成立した株式会社は、近代的「民主型」の会社組織をつくり上げてゆく主要ファクターと

して機能してゆくどころか、前近代的な政治機構と癒合して、一般民衆を搾取の対象として収奪してゆく強力な経済機構に留まるに相違なかつた。それは、二一世紀初めの今日の日本にもまだ残存しているあの「汚職」の構造を想い出して頂ければ判り易いかと思われる。

これに対しても生みの苦しみを経て、今成立した第二の類型、イギリス東インド会社は、基本的にこうした「前期的・資本」の特質を払拭した新しい性格（類型）の株式会社（「イギリス型」と呼んでもよい）であつた。何といつてもその企業構造は、全社員から構成された株主総会（出資者総会）を備えており、ジエノヴァやオランダに成立したこれまでの株式会社と異なつて、独断専行な取締役会の活動を規制する機能（全出資者総会による取締役会の専横的な活動に対する規制）を整えていた株式会社であつた。これこそ近代的「民主型」株式会社といわれる所以である。

大塚はこの事実を知つて「やつた！」と歓喜の声を挙げたのであつた。イギリスが市民革命後一八世紀を通じて、オランダ、イタリア、ドイツと違つて、どうしてあのような自由な市場経済制度をつくり上げ、しかもそれを海外にまで発展させてゆくことが出来たかの秘密が目の前に明らかとなつたからである。

d. イギリス市民革命と東インド会社

エリザベス女王の特許を得て設立されたイギリス東インド会社が、近代的「民主型」株式会社に大きく脱皮して新しい経済的役割を果たす機構になるまでの生みの苦しみの時代、それでは同社は一体どのような歩みを示したのか。——並みの人なら見逃してしまうこの問題を、大塚は執拗に追い続けた。同書後編第四章はそれである。

それは、設立された一六〇〇年から名誉革命前までのイギリス史そのものを映し出したイギリス東インド会社にとって最も大切な時代の出来事であつたといつてよい。

この時代、イギリス東インド会社は次のような歩みを辿った。

- (イ) 初期の個別企業制の時代（一六〇〇—一六一三年）
- (ロ) 中期の合本企業制の時代（一六一三—一六五七年）
- (ハ) 近代的「民主型」株式会社成立の時代（一六五七—一七二〇年）

以下、この順序で大塚の研究の意義を考察してゆこう。

（イ）初期の個別企業制の時代（一六〇〇—一六一三年）

まず初めに、設立されたイギリス東インド会社が、初期の時代、決して順調な歩みをもつて営業を開始したのではなかつたことに注目しておかねばならない。それは海外商業事業を進めるために必要な出資金が順調に集らなかつたことと関つていた。そのため東インド会社は、初期の目的に反して当座的な個別会社企業（limited joint-stock）の形態をもつてスタートしたのである。すなわち各航海ごとに設立され、かつその終了とともに清算され解散される当座制の会社としてである。⁽¹²⁾ このことは全メンバー（いわゆるフリー・メン）の出資によつて成立する予定の、永続的な会社企業の設立が沙汰止みとなり、フリー・メンのうち現実に払込みを希望する者だけからなる当座的な個別的企业が設立されたことを意味している。一種の制規組合への後退に他ならなかつた。そしてこのような経営方式は、その後一六一二年の第八航海まで続いた。東インド会社のスタートにはこうした出資低迷と収益に対する見通しの暗さがつきまとつていたのであつた。

それでは、この間に設立されたイギリス東インド会社は、どのような会社企業であったのか。——この問題について大塚は、①企業職能、②利潤分配の仕方、③出資者の責任形態の面から克明に跡づけている。

われわれは、まず成立した各個別企業において発起人となり、企業の首脳部として活動し、経営戦略を構想し、利潤の分配について支配力をもつたのが、企業の外廓であるカムパニー（制規組合）の重役団（総裁と二四人の理事）であつたことに注目しておきたい。同社の企業職能はカムパニーの重役団によつて担われていたのである。

ところでこれら重役団の選任は、どのような方式で行われたのか。——カムパニーの選任総会で一人一票の多数決で選出された。選任総会は毎年七月に開催され、全フリー・メンが出席し、そこで行われたのである。が、ここで行なわれた選挙はいわゆる「拳手制」で行なわれたものであつたから、フリー・メンの自由な投票を著しく制限する欠陥をもつていた。周りの人の動向や顔色を見ながらの投票であつたため、有力な同一人が再選される傾向が強かつたのである。もちろんこのような弊害は、出資者から構成された「出資者総会」によつてある程度抑制された。が、⁽¹³⁾完全ではなかつた。というのは、こうである。

このような「全出資者の合議制」が、一六〇八年になされた「第四航海」の際に規定が変更されて崩れ去つたからである。この場合の「規定の変更」とは、出資者がそれぞれ自己の背後に匿名出資者（under-adventurers）をもち、これら匿名出資者の出資を本来の主要出資者が名目上自分のものとして出資することを許されるという変更であつた。このことは、この企業がソキエタス（合名会社）形態からマグナ・ソキエタス（機能資本家を中心無機能な持分資本家が集中した会社形態）に移行したこと意味している。⁽¹⁴⁾匿名出資者は自己の名義でなく、本来の出資者の背後で彼の名義で間接に出資するに過ぎないから、当然のこととして「出資者総会」で投票し決議に参加する権能をもちえなかつた。——

それでは利潤及び損失の分担、とくに責任形態はどうであつたか。

まず利潤の分配についてみると、重役であれ、主要出資者であれ、匿名出資者であれ、出資者はすべて「株券」に

示されていた《according to the general distribution, proportion and allotment》という文言にしたがつて、一定の配当率に従い、出資額に応じて、元金の払戻しとともに「分割」(division)という方式で配当を受け取つた。⁽¹⁵⁾

その他重役賞与などは次のとくであつた。——一六〇八年までは重役団にも配当以外の特別の収入はなかつたが、一六〇九年以後には「总裁および理事」に対しては、総会が「謝礼」を議決することがならわしなつた。このことは重役団の支配力が確立した事とかかわつていた。

それでは損失に対する責任はどうか。——これは、重役であれ、一般出資者であれ、「出資額に比例して」無限に課せられていた。これは他のカムパニー・やパートナーシップと同様、必要な費用を時に応じ、「出資額に比例して」強制的に「徵収」あるいは「追徴」しうるという制度に基づくものであつた。つまり無限責任制であつたのである。⁽¹⁶⁾

大塚の研究が尋常でなかつたことは、イギリス東イングランド会社が経営的にも政治的にもきわめて不安定であつたこの初期の過渡期においても、企業構造の正確な分析を進めていたことから明らかである。ここで大塚は、経営分析も行なわないで同社がただ市民革命という政治・社会的変革がなされたという事実だけで、イギリス東イングランド会社が「近代的株式会社」に転換したなどといつた安易な説明論理を振り回してはいられない。そして、企業分析、経営分析を詳細に進めた。そして、こうした作業を通じて、研究史上有意義な成果を残すこととなつた。

例えば、第四航海以後各個別企業がすでにマグナ・ソキエタスという企業構造をとつていてそれを明らかにしていること。しかも、それは単純なマグナ・ソキエタスではなく、種々な高度な特質を備えたマグナ・ソキエタスであつたことを示しており、やがて直ぐ始まる合本企業制時代の、革命下の企業改革の方向を明示するものとなつていた。

それでは、今論じた初期の個別企業制時代に成長して來た企業形態、マグナ・ソキエタスの初期の「高度の特質」とは何だつたのか。——

それは、この時代の代表的なカムパニーであったマインズ・ロイヤル会社などの「総裁」・「理事」が、単に外見のみの会社機関であつたのと異なつて、東インド会社では、重役団（「総裁」・「理事」）が実質的に会社機関の職能を果たしていたということに他ならない。⁽¹⁸⁾

そればかりではなかつた。さらに突込んで大塚は、エリザベス女王からの特許状賦与以前に、すでに「取締役」が存在しており、これが設立認可の際に「総裁」・「理事」団に編成替えされた事実や、東インド会社の出資が「持分」あるいは「株」^(シェア)と呼ばれており、この「株」あるいは「持分」^(アドヴァンチャ)が株式制への萌芽を示していた事実を明らかにしている。

つまり設立初期の個別企業制時代の東インド会社は、すでにマグナ・ソキエタス（合資会社）であることを超えて、「会社機関」を備えた「先駆会社」形態の会社であつたことが知られる。⁽¹⁹⁾

（口）中期の合本企業制の時代（一六一三—一六五七年）

さて、設立初期のイギリス東インド会社は、これまで見て来たことから明らかなように、外廓であるカムパニーの内部にいくつかの個別企業が並存したいわば過渡的な会社企業であるに過ぎなかつた。とくに外廓としてのカムパニーの内部に同時に数個の個別企業が並存し、相互に競争し合つていたことは、同じ時期のオランダの東インド会社が永続的かつ独占的株式会社として設立され、東洋各地に永続的に支店網と堅固な要塞を築き、かつてその地帯を支配したポルトガルの勢力を抑えて安定した活動を始めていた事実と対比してみた時、全く不利な企業組織であつたことが知られる。

そこでイギリス東インド会社は、これまでの個別企業制^{セパレート・ストック}を揚棄して、当初から企画されていた「合本企業制」^{ジョイント・ストック}を採

用して、新たな歩みを始める必要に迫られたのであつた。⁽²⁰⁾ これは他でもない。次に示す企業的特質を整備することと関わっていた。

第一は、東インド会社の内容をなす会社企業が、外廓たるカムパニーの全メンバー（全フリー・メン）の出資によって構成されること。つまり、内容たる会社企業の規模と、外廓たるカムパニーの規模が完全に一致し、東印度会社は、もはや「制規組合」などではなく、一個の「合本会社」として会社企業となることであり、

第二は、これまで採用されていた純粹型の当座制が廃止され、少なくとも数回の航海を行なう比較的永続制をもつた制度となることであつた。⁽²¹⁾

一六一三年、このような構想のもとで「合本企業制」の成立がなされ、「第一次合本」(the First Joint Stock)として、その後四年間行なわれる航海に対し、一括的な出資申込みがカムパニーの全メンバー（フリー・メン）に勧誘されたのであつた。⁽²²⁾

この新しい企画は、当時イギリスの東インド貿易が極めて有利に貿易を展開していたという事情を背景に成功した。⁽²³⁾ この成功を受けて、一六一六年から一七年に企画された「第二次合本」の出資申込みが進められた。それは、「第一次合本」とその出資者を殆んど同じくし、その資産を受けついだものであつた。両者は事実上永続的な同一の会社企業だといつてもよいものであつた。⁽²⁴⁾

(ハ) イギリス東インド会社と市民革命

「第二次合本」は極めて順調に成立した。が、その成果は全く予期に反するものであつた。その原因は、イギリスで市民革命の兆候が見え始めたことと関係していた。イギリス絶対王制と、これに対立する自営農民および新興産業

資本家階級の先鋭な衝突が顕在化し、これに伴つて東インド会社の経営状態が困難に陥つたからである。

東インド会社はもともとロンドンの前期的商業資本を主体として設立された会社で、絶対主義王権と結びついていたため、産業資本と自営農民層は絶対王制批判の牙城である「下院」(House of Common)⁽²⁵⁾に拠つて同社に攻撃を加えた。一六二四年には東インド貿易の独占権それ自体が下院で攻撃対象となつた。

こうしたなか、東インド会社内部でも社員の間で相剋が生まれた。総裁として独裁的地位を占めていたトーマス・スミス一派に対するエドワイン・サンズ一派の反抗である⁽²⁶⁾。そしてサンズが「無記名投票制」を東インド会社の総会^{ゼネラル・コート}の決議に持ち込んで、これまでの「拳手投票制」に代え、東インド会社の「総会」を一举に民主化しようとした。

こうした状況のなかで東インド会社の経営が悪化したのは、当然であつた。株主は払込みを躊躇するに至り、会社の財務状態は極度に悪化した。⁽²⁷⁾ 旧来の個別企業制の復活を望む動き（第一～第三「ペルシャ航海」）も現われた。そして一六三三年には、東インド会社内に五つの会社企業が並立するまでになつたのである。

かくて東インド会社は、①第二次合本の残余の資産および負債を全て「第三次合本」に肩替りし、②復活した個別企業の「ペルシャ航海」を「第三次合本」に合併して危機の克服をはからねばならなかつた。

かつて絶対王制の保護下にあつた東インド会社は、こうした状況に追い込まれて、「下院」へ救済陳情に及んだのである。ピュウリタン革命期にこれまで矢面に立つていた同社が、革命の拠点、長期議会と結びついたということほど、時代の変化を窺わせるものはない。

成立した「第二次合本」は当初より莫大な負債と資本難に苦しんだ。当時財政難に苦しんでいたチャールズ一世は、その収入を東インド会社から捻出しようと画策したが、東インド会社は、全員一致してこれを否決した。⁽²⁸⁾ これに対

してチャールズ一世は、競争会社コートン会社を設立して対抗した。ここでコートン会社とは王の廷臣及び王と関係のあつた商人の団体、例えばオランダ生まれの大商人W・コートンやポール・ピングダーの助力によつて設立された特許会社であつた。王はこのコートン会社を用いて東インド会社の經營を揺さぶつたのである。コートン会社は海賊行為を続け、市場の破壊を行なつたため、東インド会社は完全に不況に追い込まれたのであつた。⁽²⁹⁾

ここまで論じたところで、われわれは、近代イギリス社会の成立において礎石を置いたピュウリタン革命が東印度会社の歴史に対してもどのような影響力を及ぼしたかを、大塚に拠りながら整理しておかねばならない。

その影響力とは、一六五七年のクロムウェルの特許状による改組と王政復古下チャールズ一世の特許状（「破産者に関する布告の条例」一六六二年）によつて、同社が世界史上最初の近代的「民主型」株式会社に転換したことによる。⁽³⁰⁾

ピュウリタン革命の開始とともに、既にその萌芽が顯われつた、「民主的構成をもつ総会」が完成したこと。——これは何よりも大切な成果であつた。このピュウリタン革命によつて宮廷の権力と結びついていた「独占」が廢止され、製造業の育成を伴う自由取引と貧民の救援が国是とされたことは、クロムウェル政権（プロテクトレート政府）のなした最大の貢績であつた。イギリス東インド会社は、まさにこの一連の変革の中で近代的「民主型」株式会社へ転化したのであつた。

産業資本家層とこれと不可分に結びついていた独立自営農民層、それに、彼らの社会的・宗教的な党派的表現であつたピュウリタンがステュアート絶対王制を覆し、同時に、これまで王権に結合しつつ専制的支配によつて産業資本家層の一般的展開を抑止しようと試みて来た「前期的資本」、とくにロンドンの商業ブルジョアの支配を排除して、彼らの要求する政治的・社会的機構として民主制を実現したこと——このことは、イギリス市民革命の達成した最大の

功績であつたといつてよい。

こうして大塚は、歴史上初めて成立した近代的「民主型」の株式会社、イギリス東インド会社の成立事情を、一七世紀のイギリスで起こった政治的変革（市民革命）と関連づけて明らかにしたのであつた。もともと「前期的資本」の集中の結果であり、絶対主義権力と結びついて成立したイギリス東インド会社は、革命の過程で（一）全株主の有限責任制を保障され、（二）全株主によつて構成される株主総会（出資者総会）の成立を達成して、まさに近代的「民主型」の株式会社に転成したのであつた。『株式会社発生史論』における大塚の成果は、こうして、市民革命といえば「土地革命」を直ちに想い起つて、市民革命の中心的課題の一つを「前期的独占」の排除だと捉え、「産業の自由」を強調したこと、研究史上大きな成果をおさめたといえよう。

VI 展望

『株式会社発生史論』を執筆しつつあつたまさにその頃、大塚は、他方、法政大学経済学部で「商業史」と「経済史」の講義を担当していた。しかもこの講義は教授会の意向を受けて、イギリス史を主軸に講述する使命を帯びていた。大塚は考えた。これまで続けて来たヨーロッパ大陸諸国（イタリア、ドイツ、オランダ）の会社企業成立史と、今取組もうとしているイギリス経済史をどう接合させるかと。

吉祥寺の自宅から飯田橋の法政大学へゆく途中のある朝、大塚に閃くものがあつた。「毛織物工業の発達史を会社企業成立史と重ね合わせたらどうか」。——それは大塚にとつてあたかも神の啓示のごとくに響いたのである。

こういう発想は、矻矻^{こつこつ}と文献や史料だけを追ついても仲々想い浮かぶものではない。大塚にこのことを想いつか

せたものは、大塚がこれまで「株式会社発生史」の研究にかかわり、「大航海時代」の南ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペイン、オランダ、イギリスの貿易事業の盛衰史と深く接して来たからであった。なぜ、このように目まぐるしい主役交替劇が起こつたのか。大塚に想い浮かんだのは、貿易史だけを追つて株式会社の発生史を追究していくは駄目だということであつた。それは、他でもない。政治史との関係、社会思想史との関係、さらに産業史との関係を掘り下げなければならないということに他ならない。

まず第一に、この時期の国際商業の主たる商品である「銀」（決済用貨幣）を中心に取り結ばれた経済的因果連関を掘り下げる。そして第二に、「東インド貿易」で雌雄を決する際に決め手となつていた決済用商品「銀」と、「西インド貿易」で、この「銀」を取得する際に重大な意味をもつていていた商品、すなわち、ヨーロッパから西インドへ送り込まれる毛織物との因果連関を明らかにすること。すなわち、「銀」を中心に繰り上げられる貿易史（「東インド貿易史」と、当時一国経済の興亡を決定づけた毛織物工業の発達史との関係を跡付けること。——この二つの事実の因果連関を問うことの必要性を感じたのである。そうすれば「商業史」と「産業史」は自然と同じ次元で考察可能となる。――

ここまで述べて来た時、読者は、「ああ、あれ！ のこと！」と想い当るであろう。大塚が先に指摘した『株式会社発生史論』のあの一節、「一六世紀初頭の南ドイツ商人の東インド会社」の事実をである。ここで南ドイツ商人は、新たに導入されたスペイン銀の参入に押しまくられて、東インド貿易へ進出しようとしていた野望を打ち砕かれてしまつたのだつた。

念のため、ここでもう一度事実を想い起こしておかねばならない。この時期の国際商業戦の盛衰は、「東インド貿易」におけるポルトガル人のアラビア人の放逐から始まつた。それは他でもない。ヴァスコ・ダ・ガマの喜望峰迂回

の新航路の発見後に起こつたポルトガル王室の「東インド貿易」独占を起点としていた。この独占は、「東インド貿易」において貨幣素材として必要不可欠な「銀」と「銅」、とくに前者を生産していた南ドイツ鉱山業に対するポルトガル王室の影響力の強さと密接に関係していた。

だが、ポルトガル王室の「東インド貿易」独占は、間もなく起こつた新大陸（メキシコ、ペルー、ニュー・グラナダ）からの低廉かつ豊富な「銀」のスペインへの流入によって敢えなく崩れ去つてしまつたのである。

コロンブスの新大陸発見後、スペイン人によつて支配された新大陸のかつての原住民の王国は、今やスペイン人に廉価かつ豊富な「銀」を供給する地域に変つてしまつていたのである。そしてスペイン人は、この廉価で豊富な「銀」をもつてポルトガル人に取つて代つて「東インド貿易」の支配権を要求する地位に踊り出していたのであつた。

だが、スペイン人のこの支配も長くは続かなかつた。オランダ、そしてイギリスがスペインを追つて「東インド貿易」に参入し、国際貿易戦の王座からスペインを追い落してしまつたからである。

どうして、このようなことが可能となつたのか。その背後に何があつたのか。——オランダ、そしてイギリスが、新大陸に移住したスペイン人から彼らが獲得した貴重な「銀」を、植民者の日常必需品毛織物と交換して自分たちのものにし、自国の「東インド貿易」運営の資金として使用し始めたからであつた。

スペインはかつては毛織物、そしてその原料羊毛の有力な生産地であつた。だが、スペインで生産される毛織物だけでは、新大陸輸出向けの商品としては不足していた。この間隙を縫つて、今やオランダとイギリスが参入して來た。

そして「東インド貿易」の利権までもスペインから奪い取つてしまつたのである。それでは、残るオランダとイギリスでいずれの国が勝利を得たのか。——『株式会社発生史論』で暗示されている両国の東インド会社のその後の動きを見れば分かる。

一七世紀に起こつた革命期にイギリスでは、東インド会社が会社創設期にみられた「前期的資本」の専制的支配を解体され、近代的「民主型」の株式会社へ改編されたという事実を想い起こして頂きたい。これと対比してオランダではこうした民主化への動きが遮断され、オランダ東インド会社は依然として、当時世界最大の商業・金融都市アムステルダムの都市貴族が支配する前期的「専制型」の株式会社に留まつたのである。

大塚は、『株式会社発生史論』を執筆しながら、この事実を発見し、イギリス市民革命史の歴史的意義を改めて思ひ知らされたのである。そして、イギリスではどうして一七世紀半ばに市民革命が起こり、絶対主義権力とこれと手を結んでいた「前期的資本」が力を失つてしまつたのかの原因を問う研究を本格化してゆくこととなつた。それは、他でもない。「大航海時代」（一六一七世紀）のイギリス産業史を貿易史、政治史、社会思想史と関連づけて徹底的に追求するという研究に他ならなかつた。大塚は、法政大学の経済史の講義で、この問題に取り組んだのである。言ふなれば、ここで、大塚は、恩師本位田祥男から与えられた課題を乗り超えたのである。企業史研究から近代社会成立・史研究への雄飛である。

一九三八年に出版された『歐洲經濟史序説』で校正の役を引き受けてくれたのは、他でもない。若い時代の高橋幸八郎であつた。大塚と高橋との緊密な協調は、もうこの時期にしつかりと出来上がつていた。

民族大移動、それに続くノルマン民族の侵入とサラセンの劫掠によつて混乱のルツボの中にあつたヨーロッパ社会は、「中世後期」、一〇一一世紀頃から新たな息吹きを感じさせるようになつていて、「商業の復活」である。ヨーロッパ封建社会の体制が確立し、その結果として生産諸力、なかんずく手工業生産が各地に展開するに伴つて、遠隔地間の商品取引が漸次回復し始めていた。そして一三一一四世紀になるとここには、絢爛たる繁栄の時代が訪れた。

イタリアではいくつかの「都市国家」が成立し、地中海貿易に携わり始めていた。内陸の封建国家では賦役労働に依存していた莊園制が漸く崩れ、賦役労働から生産物地代の時代に移行しつつあった。さらにこうした隙間を縫つて封建的支配から自由な、自治権をもつた「都市」（商人と手工業者で構成された「自治都市」）が成立し始めていた。

こうしたなか、地中海沿岸のイタリアでは、都市国家ジエノヴァを中心に、人間の新しい社会組織——会社企業が成立した。これは、それ以前の人間の社会組織、すなわち、血縁共同体や地縁共同体が、構成員の相互扶助を第一の前提に結成された人間の原初的な共同体であつたのに比べて、この会社企業は、利益追求だけを目的に結合した共同組織であつた。だから、この共同組織は、利益をめぐる争いから相互に離合集散を繰り返す利益共同体であつた。しかも、この利益共同体は、歴史とともに古い「前期的資本」が結合して出来た、新しい社会組織（会社企業）であつた。

大塚の『株式会社発生史論』は、こうして生成した会社企業のうち、近代社会において経済界で大きな役割を演じている株式会社に焦点をあて、その発生の歴史的意義を問い合わせし、われわれに大きな問題を投じた研究であつた。

ところで一九三八年に出版された『株式会社発生史論』と『歐洲經濟史序説』という二冊の著書をいま読み返してみると、読者は、両者が全く違つた主題を別々に追求した別個の著書などではなく、極めて深く関連した著作であること。極論すれば、『歐洲經濟史序説』が、どちらかといえば理論に傾斜しがちな『株式会社発生史論』の論述を包み込み、カバーする、演劇でいえば舞台装置の役割をもつた著書であることに直ちに想い至るであろう。そしてここで描かれたストーリーは、決して先窄すばみのものなどではなく、前途に「近代社会」の夜明けを見る洋々たる世界を包含したストーリーであつたことに気がつく。

そこで読者が読み取るのは、なぜアジアや中近東の有力国と違つて、一八世紀になつて、ヨーロッパ諸国、とく

にイギリスが、人類の歴史を先導する国へと大きく発展してゆくことになったのか、その秘密は何だったのか、という問い合わせがあった。

そこで大塚の「前期的資本」論を閉じるに当たり、筆者は、「歐洲經濟史序説」の概要を簡単でも、記しておくことは、意義あることのように考えた。

『歐洲經濟史序説』の主題は次のものであつた。

「地理上の発見」後に訪れたあの「商業革命」の時代に國際貿易戦争で勝利を得る決定的要因は何であつたかという問題に他ならない。

ここで大塚は、ヨーロッパを中心に今や「東インド」と「西インド」を包み込むようになつた「大航海時代」の広大な国際的貿易構造を、生産力構造と重ね合わせて描き上げて見たいという衝動にかられたのである。そして次の緊急の必要性にぶつかったのである。

それは何といつてもイギリスの経済史家、R・H・トーニー、E・リプソン、W・J・アシュレー、G・アンウェイン、H・ヒートンなどの秀れた最新の研究に謙虚に耳を傾けることの必要性という問題であった。大塚はこれらの研究を自国史の歴史研究を読むように熱心に読み進んでいった。そして次の大切なことを知つたのである。

イギリスの毛織物工業は一四世紀を一つの画期として大きく転換した。それ以前はイギリスは主として羊毛の生産国であり、羊毛の輸出国であった。が、一四世紀を画期にイギリスは、製品である毛織物の輸出国へ大きく転換した。この転換の原因は何だつたのか。——いろいろあつたが、第一に注目すべきは、エドワード二世の経済政策である。彼の政策の中で特に注意すべきことは、毛織物生産の先進国フランダース、ブラバント、ゼーランドから多数の熟練工を迎える、奨励したことである。これがイギリス土着の毛織物工業に刺激を与えた。

それだけではない。第二に、この時期にイギリス毛織物工業が都市のギルド支配を超えて農村工業として新たな発展を示し始めたこと。ここで「農村」とは、*< country >*のことと*< corporate town >*以外の地域、従つてギルドの支配の届かない自由な地域のことである。しかも、これは、当時の封建的領主制の変化（賦役制から貨幣地代への転換）に照應し、**裕福な自営農民**^{ヨーマン}に仕事場を与えるところとなつた。

さらに第三に、従来の毛織物工業の立地であつた中世都市でも、毛織物工業が輸出工業として重要性をもつようになつた結果、大きな変化が起つたこと。つまりギルド制度が本来の姿を失い、「親方」になり得ない「日雇職人」が多数生み出されたこと。そのため、これらの「日雇職人」が実質的生産者の地位をもつた「小親方」となつて、「農村」に移住、ここで独自の業務を開始しはじめた。

こうした生産者層の激変に加え、第四は、この時期に、新たに生産力を増した毛織物を輸出する土着の「前期的資本」（「商業資本」および「高利貸資本」）の活躍にも変化が起つたことである。すなわち、これら国内の「前期的資本」は、それ以前の時代、イギリス貿易を担つた外国商人を放逐し、他方で独自に商人組合を結成し、イギリスの海外貿易を担うようになつたのである。例えばマーチャント・アドヴェンチャーズ組合^{カムパニー}、レヴァント・カムパニーやイスランド・カムパニーなどである。イギリス毛織物工業の世界的輸出は、まさにこれらの組合^{カムパニー}によつて担われたばかりか、これらの会社こそ絶対主義王室の有力な債権者となつた。

さらにここでどうしても書き忘れてはならないことは、イギリス封建社会体制に対し及ぼした「前期的資本」の分解作用である。こうした中で裕かな織元が出現する一方、貧民層が出現したこと。宗教領主（カトリック教会）に対するヘンリー八世が加えた宗教改革（教会領の没収や修道院の解散）と一連の囲込運動^{エンクロージャー}は注目すべきことであつた。

これらの運動によつてかつて農地を所有していた農民たちが農地を逐われ、貧民層＝浮浪者層となつた。その一部は

農村工業で賃銀労働者となつた。残りの者は新しく制定された「救貧法」の対象者となつて、労役所で労働を仕込まれた、など。

一言でいえば、封建的土地位所有制が崩壊過程に入つたことであり、その隙間から独立自営農民層ヨーマンリヤーが成立し、農村工業が出現したという事実であつた。大塚が研究史の成果を批判的に摂取しながら、「大航海時代」（一六一—七世紀）のイギリス国内経済の変化を跡づけて、これだけの主要事実を明らかにしたことは、『歐洲經濟史序説』的一大成果であつたといつてよい。

イギリスでは、一七世紀の市民革命前夜、このように大きく生産力構造が転換していたのである。そのことは同時に市場構造の転換でもあつたのである。

大塚はこうした事実を明らかにし、「地理上の発見」後に出現した国際貿易戦で、どうしてイギリスが勝利を得たか、を解明してゆくと同時に、これまで続けていた株式会社発生史の研究で、どうしてイギリスが世界最初の「民主型」の近代的株式会社を設立させ得たかの背景をも明らかにしたのであつた。

一九三八年に著わされた二冊の著書を見ても明らかなように、大塚の仕事が、単発的なその時その時の思いつきによる研究成果ではなく、常に総合と次の研究への発展の展望であつたことが知られるだろう。こうした仕事ぶりは、一九四〇年代にも続き、一九五〇年代に大成されてゆく。以下続篇で論じてゆきたい。

「前期的資本」との格闘（下）

注

(1) 大塚はまさにこの歴史過程を克明に跡づけぬ」といふと、「前期的資本」の結合・集中によつて発生した株式会社が、どのような条件が整つたとも、民主的な——そういう意味で「近代的な」株式会社に改編され、やがて間もなくそれぞれの国々の全経済過程を「合理的に」再組織するようになるかを明らかにしたのである。

「前期的資本」の結合・集中によつて発生した株式会社が、近代化される一つの大きな画期になつたのが、フランス革命後に制定された「ナポレオン商法典」(code de commerce)であつたことは、周知の事実である。だが大塚は、この事実を知つた上でそれに先立つ約一世紀半以前のイギリス市民革命における株式会社の「近代化」の意味を問うたのである。大塚『株式会社発生史論』(『著作集』第一巻)、四三一七—四三一八頁。

イギリスにおける株式会社発生史を跡づける際、注意しておかねばならないことは、ウェーラム・ロバート・スコットの名著 (*The Constitution and Finance of the English, Scotch and Irish Joint-Stock Companies to 1720, 3 Vols.*, 1910-1912.) の残した画期的業績を、どう評価し、どう継承するかといふことである。大塚『株式会社発生史論』は、実はこの問題と正面から取組み、大塚以前の時代、研究史上曖昧なまま放置されて来たイギリス株式会社発生史の意義を、ヨーロッパ大陸(イタリアおよびオランダ)の会社発生史と理論的・歴史的に調和させ、確立したことについたといつてよい。

W・R・スコットによつて明らかにされ、その後ドイツの研究者、L・B・ブレンターノ、W・ゾンバルト、そしてR・エーレンベルクなどもつて點いて理解された「株式会社発生のシニーマ」とは、次のようなものであつた。

まず、原典通りの「joint-stock company」発生に関するスコットの結論を見ておこう。スコットは次のように要約した。

「joint-stock companyなる制度は二つの淵源をもつてゐる。一つは、古き商人ギルドに端を発し、ステイブル・マーチャント組合ねむるマーチャント・アドヴェンチャーズ組合などを経て一六世紀半頃以降その姿容を調べるに至つたところの制規組合制度 (regulated company) であり、他は、コンメンダ、ソキエタスあるいはパートナーシップとよばれて中世より伝えられたといふの当座的会社制度である。このパートナーシップに制規組合の外枠が接木されたものが、joint-stock companyなのである。」大塚『著作集』第一巻、一八〇頁。

ところでこのスコットの結論は、その後、大陸の多くの歴史家によつて分析をされないまま「株式会社」発生のシエ

ーマに転用されるか、あるいは少なくともその一つの「型」（イギリス型）として理解されて来た。例えばゾンバルトは、「初期の株式会社の多くは制規組合と当座組合形態といいう」と述べ、クーリッシャーの追随を受けたし、ジルバーシュミットは、オランダとイギリスの二つのシェーマを統一的に理解しようと試みた。すなわち、オランダ東インド会社の設立については、株式会社発生の実体的基礎をば、合名会社の周囲に多数のコンメンダ的出資の雑集したものとする一方、イギリスについてはスコットの結論の妥当性を承認した、など。大塚『著作集』第一巻、一八一一一八二頁。

(3) 大塚『著作集』第一巻、四三七—四四一頁。また大塚「イギリス初期資本主義の支柱たる毛織物工業の展開1」『経済志林』一〇一一一頁（大塚『著作集』第一〇巻補遺所収）。

大塚『著作集』第一巻、四四三—四四五頁。

全書、四四五頁。

全書、四四七頁。

全書、一八四一—八八頁。

全書、一八七一—九三頁。

全書、一九三一—九四頁。

全書、一九四頁。

全書、一九六頁。

全書、四四八—四四九、四五二頁。

全書、四五五—四五八頁。また一一五一—一〇頁をも参照。

全書、四五一、四五八頁。

全書、四五九頁。

全書、四六一一四六二頁。ここで大塚が次の事実を指摘していることに、注意しておかねばならない。「各個別企業

(separate stock) の出資者は、制度としては、ともかく全社員が無限責任を負うものであつた。しかしながら、かかる外面上の原則はともあれ、この無限責任的『徴収』が果して一般出資者の隅々に至るまで、事実上の効果をもつて

いたかといえば、必ずしもそうではなかつた。……重役団もその背後の政府もまた、「徵収」および「追徵」を一般出資者に強制する実力もまた意志をももたなかつたのである。——かくて、重役団およびこれと近い主要出資者団以外の、一般出資者群の責任は法制上はともあれ、事實上有限責任に近づいていたと見ることができるのである。」

大塚「イギリスにおける初期の鉱山会社」『社会経済史学』5—7、10—12頁（大塚『著作集』第三卷）。

大塚『著作集』第一巻、四六四頁。

大塚『著作集』第一巻、四六五—四六六頁。

全書、四七〇頁。

全書、四七一頁。

全書、四七二頁。

(23) (22) (21) (20) (19) (18) (17)

全書、四七二—四七三頁。この成功は、大塚によつて次の諸史実の列挙によつて確認されている。

①わずか二週間のうちにオランダ東インド会社の資本金額にほぼ匹敵する四〇〇、〇〇〇ポンドの申し込みがなされ、

全出資申込額は、実に四一八、六九一ポンドにまで上つた。

②その払い込み方法は、オランダ東インド会社成立の際のそれに酷似して、四年にわたり四回に分割して、すなわち各航海の商船隊の儀装ごとに $1\frac{1}{4}$ ずつ「徵収」され、第四回目の航海に至つて全額の払込みが完了するという仕組みであつた。

③この第一次合本の時代は、イギリス東インド会社の最も繁榮した時代で、一六一三—一四年には、その利潤率が120%にまで及んだ。

④こうした繁榮の結果、一六一四年には、オランダ商人までが相当の加入金^{ファイン}を支払つた上で出資したし、その株式は盛んに競売され、しかも相当な高値を呼んだ、など。

全書、四七七頁。

全書、四七四—四七五頁。

全書、四七五頁。サンズについて、大塚は、次の補筆を加えている。サンズは、當時、「反独占運動」のリーダーとして下院に有力な擁護者をもつていた。彼は新大陸への貿易と植民のための会社企業であるヴァージニア会社、及びソマーライランド会社の指導的社員であった。サンズはヴァージニア会社では「無記名投票制」が採択されているの

(30) (29) (28) (27)

を知つて、これを東イング会社の総会の決議に持ち込もうとしたのであつた。

全書、四七六頁。

全書、四七七頁。

全書、四八九、四九三一五〇六頁。

完